

第1回 久留米市入札監視委員会議事概要

開催日及び場所	平成24年9月25日（火） 16:00～17:30 久留米市本庁舎13階 1301会議室	
出席委員名	宗岡 嗣郎（久留米大学法学部法律学科教授）（委員長） 柿本 眞左子（久留米商工会議所税務相談所長）（副委員長） 紫藤 拓也（久留米第一法律事務所 弁護士）	
議事対象期間	平成24年4月1日～平成24年7月20日	
抽出案件	（備考）	
一般競争入札	3件	抽出案件については、委員3名により任意に抽出されたもの
指名競争入札	1件	
議事	1 入札・契約状況報告 2 入札参加資格・指名理由等の審議	
委員からの質問及び質問への回答	意見及び質問	意見及び質問への回答
	1. 入札・契約状況報告	
	（1）平成24年度入札・契約実績	
	1. 落札率が5割を切っている入札があるが、最低制限価格は設定されていたか。	1. 業務委託の場合、予定価格が100万円未満の入札には、最低制限価格を設定していない。そのため、落札率が低い結果になった。また工事の場合は、予定価格が130万円以下は、最低制限価格を設定していない。
	2. 少額の入札でも最低制限を設けるべきではないか。	2. 最低制限価格は、ダンピング防止が目的であるので、現在の運用について検討したい。
	〔指名停止について〕	
1. 建築士事務所登録の更新を行わなかったことによる契約解除により、指名停止を行った案件について、本来、契約を行う資格がなかったのではないか。	1. 建築士法では、建築士事務所登録の5年ごとの更新を義務付けているため、当該業者は本来契約を行う資格がなかった。当該資格は、建築設計を営業として行う場合に必ず必要なものであり、当然に更新が行われているものと考えていた。このため、更新を怠っていた業者に責任があるとして、契約解除の上、指名停止を行った。	
2. 登録証明書は発注時に確認しているのか。	2. 登録証明書は、個別の案件ごとには提出を求めているが、2年に1回の定期受付を行う際には確認している。	

委員からの質問及び質問への回答	〔談合情報の取り扱いについて〕	
	1. 入札が無効になった場合は、市内業者への発注を行わないのか。	1. 入札を無効にした場合は、対象業者を変更して再発注を行う。当初は当該業種を第1希望としている市内業者を対象としており、入札が無効になった場合は、第2希望の市内業者に変更して発注を行うなど、市内業者を優先するが、市内業者がいない場合は、市外業者へ発注する。
	2. 入札が無効となった場合は、当初の発注条件に該当する業者は、再発注の際はすべて除外されてしまうのか。	2. 当初の発注条件に該当する業者間において、競争性の存在が疑わしいと考え、入札を無効としているため、再発注には当初の発注条件に該当する業者は入れないように条件を変更している。
	3. 談合が行われた疑いだけで、無効とする取り扱いは、厳しいのではないのか。	3. 競争性の存在が疑わしい場合、久留米市では公正入札調査委員会で審議した上で、入札の効力を決定しているが、基本的には物的証拠が無くとも、工事名・落札業者名、落札率又は落札金額が事前情報と一致しているか否かで入札が有効か無効かを判断している。
	2. 入札参加資格・指名理由等の審議	
	(1) 東合川野伏間線道路改築（丘陵部その1）工事	
	1. 技術評価点の内容について、教えていただきたい。	1. 技術評価点とは、現場条件を踏まえた有効な提案、過去の施行実績などの企業の施工能力及び配置予定技術者の過去の工事成績評定などの評価項目で算出した点数である。 この評価点は、入札監視委員会とは別の総合評価審査委員会で決定をしている。
	2. トンネル上部の緑化は、業者の技術提案か。	2. 業者からの提案ではなく、久留米市が当初から予定し、仕様書に記載したものである。
	(2) 久留米商業高校教室棟渡り廊下棟耐震改修外工事	
	<案件に関する質問なし>	
(3) 農業集落排水管渠布設第2工区工事		
1. 同日落札本数制限について	1. 久留米市では、条件付一般競争入札の案件は、1事業者は1日に付き1件しか落札できない。先に開札があった案件で落札した事業者は、以後の入札は無効になる。そのため、開札は予定価格が高い順番で行っている。	

第7号様式（第10条関係）

委員からの質問及び質問への回答	2. 応札者が結果的に1者となったことについて、競争性の問題は無いか。	2. この案件は、2者しか応札がなく、1者が無効になったために、結果的に1者のみの応札となった。 しかし、一般競争入札においては、広く事業者に応札をする機会が確保されていることから、競争性は確保されているとするのが通例であり、久留米市でも同様の運用を行っている。
	3. 応札者が2者であったことについて、特殊な工事であったのか。	3. 工事内容自体は特殊ではないと考える。 工事地域や、業者の受注状況によって応募者が少ないことは、当該案件以外のケースでも時々ある。
	4) 荒木小学校仮設校舎等新築工事	
	1. 準市内業者について。	1. 準市内業者とは、本店が久留米市外で、支店又は営業所が久留米市内にある業者である。
2. 1者の無効の理由について	2. 締め切り時点で、入札書が届いていなかったためである。	